

議 事 録	
会議の名称	門真市地域子育て支援センター運営事業委託事業者選定委員会
開催日時	令和6年8月21日(水) 午後2時から午後3時20分まで
開催場所	門真市役所別館3階第3会議室
出席者	(委員長)合田 誠 (副委員長)須河内 貢 (委員)東野 明美、吉井 義輝、寺西 乾二
議 題 (案 件)	(1) 委員紹介について (2) 委員長および副委員長の選出 (3) 審議会等の会議の公開・非公開について (4) 会議録について (5) 申請状況について (6) 選定方法および評価について (7) 募集要項および仕様書について (8) プレゼンテーション審査 (9) 採点・集計および選定結果 (10) その他
傍聴定員	— (非公開のため)
担当部署 (事務局)	(担当課名) こども部子育て支援課 (電 話) 06-6902-6404 (直通)
内 容	
< 開 会 >	
<p>【事務局】 只今より、門真市地域子育て支援センター運営事業委託事業者選定委員会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会進行をさせていただきます、子育て支援課の西口でございます。 まず、開催要件の確認をさせていただきます。委員総数5名となりますが、本日の出席者数は5名ですので、この会は成立しております。</p> <p>続いて、資料の確認をさせていただきます。 お手元の「配布資料一覧」をご覧ください。事前配布資料としてお渡ししていましたが資料に加え、本日新たに「次第」「資料5 採点表」「タイムスケジュール」をお配りしております。不足している資料がございましたら、事務局までお申し付けください。</p> <p>不足はないようですので、続けさせていただきます。 後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、録音の精度向上のため、発言の際にはマイクのオン、オフの操作をお願いいたします。</p> <p>それでは、案件に移らせていただきます。</p>	

< 案件1 委員紹介について >

【事務局】

資料7「門真市地域子育て支援センター運営事業委託事業者選定委員会委員名簿」にも、お示ししておりますが、改めまして、本日も出席の委員の皆さま方をご紹介させていただきますと存じます。

学識経験を有する者といたしまして、四條畷学園短期大学保育学科 教授の合田 誠委員でございます。

大阪人間科学大学人間科学部子ども教育学科教授の須河内 貢委員でございます。

市民団体を代表する者といたしまして、門真市民生委員児童委員協議会副会長の東野明美委員でございます。

市職員としまして、門真市保健福祉部長の吉井 義輝委員でございます。

門真市こども部長の寺西 乾二委員でございます。

続きまして、私以外の事務局の職員をご紹介させていただきます。

門真市こども部次長の中野でございます。

門真市子育て支援課長の漕江でございます。

同じく子育て支援課課長補佐の馬屋原でございます。

< 案件2 委員長・副委員長の選出について >

【事務局】

資料8「門真市附属機関に関する条例施行規則」第4条第1項の規定におきまして、委員長・副委員長を互選で定めることとなっております。選出にあたりまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】

委員長に学識経験者として、門真市子ども・子育て会議委員を務めておられます四條畷学園短期大学教授の合田委員を、副委員長に大阪人間科学大学教授の須河内委員を推薦したいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】

只今、委員長に合田委員、副委員長に須河内委員とのご推薦がありましたがいかがでしょうか。

【委員】

(異議なし)

【事務局】

ご異議がないようですので、そのように決定したいと存じます。

それでは、委員長ご就任にあたりまして、一言ご挨拶を頂戴したいと存じますので、合田委員長よろしく申し上げます。

【委員長】

委員長を仰せつかりました合田でございます。

地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業を担う地域子育て支援センター運営事業者の選定につきまして、須河内副委員長とともに、重責を果たしてまいりたいと存じます。

委員の皆さまとともに、円滑に審査を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力賜りますよう、改めてお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任に際しましてのご挨拶といたします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、今後の議事運営を合田委員長にお願いいたしたいと存じます。

【委員長】

それでは、私の方で進めてまいりたいと存じます。

まず、はじめに、次第の案件3「審議会等の会議の公開・非公開について」となっておりますが、「当選定委員会の会議の公開・非公開について」として事務局から説明願います。

< 案件3 審議会等の会議の公開・非公開について >

【事務局】

それでは、資料9「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。

資料9に記載されておりますとおり、第4条の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が当選定委員会に諮って行うこととなっております。

事務局の提案ですが、書類審査およびプレゼンテーション、質疑応答につきましては、次の2つの理由から「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条に基づき、非公開とすることが望ましいと考えております。

1 つめには、公開とすることにより、率直な意見交換が損なわれ、会議目的が達成されないおそれがある点。

2 つめには、申請法人の信用に関する情報の公開により、利益を害するおそれがある点です。

当選定委員会における会議の公開・非公開についての事務局からの説明は以上です。

【委員長】

それでは、事務局の提案どおり、書類審査およびプレゼンテーション、質疑応答について非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

【委員】

(異議なし)

【委員長】

ご異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

続きまして、本選定委員会の「会議録について」事務局から説明願います。

< 案件4 会議録について >

【事務局】

それでは、再度、資料9および10をご覧ください。

本委員会の会議録につきまして、審議会等の会議の公開に関する指針の第7条から第9条および門真市情報公開条例第6条の規定に基づき作成させていただきます。

なお、各委員の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがございますので、ご了承願いたいと存じます。

以上で会議録についてのご説明を終わらせていただきます。

【委員長】

事務局から提案がありましたが、何かこの件に関して、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【委員】

(異議なし)

【委員長】

それでは、事務局の提案のとおりとさせていただきますとしまして、作成した会議録は、各委員にご確認いただくため、作成しだい提示いただくよう事務局にお願いしておきたいと思います。

続きまして、「申請状況について」事務局から説明願います。

< 案件5 申請状況について >

【事務局】

申請状況につきまして説明いたします。運營業務委託事業者の募集の周知につきましては、令和6年7月12日から同年8月2日まで、本市のホームページで周知し、申請書類の受付を行いましたところ、事業者Aから参加の申し込みがございました。

提出いただいた書類を確認した結果、参加資格が認められましたので、その旨を8月5日付で通知し、併せて本日のプレゼンテーション審査の日程等をご案内いたしました。

【委員長】

申請状況につきまして、事務局より説明いただきました。

続きまして、「選定方法および評価について」事務局より説明願います。

< 案件6 選定方法および評価について >

【事務局】

まず、選定方法についてご説明いたします。事前に配布しました資料3「門真市地域

子育て支援センター運營業務委託事業者選定について」をご覧ください。

選定方法については、事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に審査し、決定するものとなっております。

質疑応答につきましては、プレゼンテーションの内容に加え、各委員が書類で確認した事項も含めて実施いただきます。

また、書類に関しては、受付時に事務局において、募集要領に基づく申請資格および申請書類が整っていることを確認しております。

次に、プレゼンテーションにつきましては、申請書類に記載されている事項を踏まえ、法人が特にPRしたい事項について説明を行った後、各委員から質疑応答を行い、採点作業に入ります。

時間は、プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分から 20 分、各委員の採点 15 分の合計 55 分とします。事業者のプレゼンテーション開始後、15 分を経過したときにベルを鳴らします。その後、5 分経過したときに再度ベルを鳴らし、その時点でプレゼンテーションを終了してもらいます。

質疑応答につきましては、委員からの質問は挙手制とさせていただきます、事務局が指名した方から質問をしていただきます。質疑応答についても、20 分経過したときにベルを鳴らしますので、その時点で質問している委員への事業者の回答が終了した時点で終了とします。また、20 分に満たない場合については、委員長より委員の皆様へ、これ以上質問がない旨を確認いただいた時点で終了といたします。

選定方法の説明については以上でございます。

続きまして、評価についてご説明いたします。

本事業は、地域における子育て支援拠点として、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを提供するとともに、子どもおよび保護者等、または妊婦がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援に関する各種サービスを円滑に利用できるよう必要な支援を行うことにより、子育ての負担感等の緩和を図り、子どもの健全な育ちを促すことを目的に実施するものであります。これらを踏まえて法人の運営方針等が妥当であるか審査いただきたいと思いますと考えております。

それでは、資料 5 「門真市地域子育て支援センター運營業務委託事業者選定委員会採点表」をご覧ください。審査項目は、「基本審査」と「企画提案」の 2 項目に分かれており、「基本審査」10 点、「企画提案」が 90 点の、委員 1 名あたり合計 100 点満点で評価いただきます。

基本審査につきましては、事務局において提出書類を確認し、既に一律に評価を行っておりますので、委員の皆様には「企画提案」の 10 項目を評価いただくことになります。

評価は「非常に優れた提案」から「低い水準の提案」の 5 段階評価となっており、皆様には採点欄のいずれかの数字に丸を付けていただきます。評価の際は「標準的な提案」を基準とし、企画提案書やプレゼンテーションの内容に応じて、内容が良い場合は高い点数、内容が不足・不適切な場合などは低い点数としてください。なお、評価項目の「地域子育て支援拠点の企画・実行能力」、「地域子育て相談機関としての企画・実行能力」、「地域及び関係機関との連携」につきましては、運営する際に、より重点的な項目となってくることから、配点割合を大きくさせていただいております。

選定可能基準といたしまして、委員全員より評価点 60 点以上を獲得した事業者を運營業務委託契約候補者として考えており、委員の皆様にお諮りしたいと存じます。

提案者が 2 者以上あるときの取扱いについても定めていますが、今回の参加者は 1 者

のみとなりますので、説明を省略させていただきます。

【委員長】

選定方法および評価について、事務局より説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

【委員】

(異議なし)

【委員長】

ありがとうございます。それでは、100点満点中60点以上を運營業務委託契約候補者の選定基準といたします。

続きまして、事業者に配布しております「募集要項」および「仕様書」について、事務局より説明願います。

< 案件7 募集要項および仕様書について >

【事務局】

事前に配布させていただいております、資料1「門真市地域子育て支援センター運營業務委託募集要領」および資料2「門真市地域子育て支援センター運營業務委託仕様書」をご覧ください。

まず、募集要領の1ページ、「2 業務概要」の委託期間について、契約締結日から令和12年3月31日までの5年間とし、業務委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとしております。

次に、提案限度価格について、委託料の5年間の総額は6849万9千円を上限とし、各年度それぞれ上限を定めております。

次に、「3 参加資格」について、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する民間事業者としております。

次に、2ページ、「4 参加手続」について、7月12日に募集要領および仕様書等を市ホームページにおいて公開し、同日から同年8月2日までを提出書類の受付期間といたしました。

続きまして、仕様書の1ページ、「4 履行場所」について、門真市保健福祉センター3階内の門真市地域子育て支援センター「ひよこる〜む」で行うこととしております。ただし、講習会および交流会等は、必要に応じて適切な場所で行うものとしております。

次に、3ページ、「7 個別事項」に、「地域子育て支援拠点事業」「地域子育て相談機関」について、それぞれ、開所日数、休業日、職員配置、事業内容等を定めております。

次に、6ページ、「8 秘密保持」について、個人情報の保護に関する教育および指導、関係法令の遵守を徹底、業務の遂行にあたり「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」の規定を遵守すること等を定めております。

次に、「9 施設の運営に関する事項」について、運営上必要な連携、安全管理、緊急時の対応計画等を定めております。

次に、8ページ、「12 報告等に係る業務実施状況の確認及び改善勧告」について、年間事業計画書、実績報告書、月別事業報告書、収支決算書等の書類提出を記載しており、

仕様書の条件を満たしていない場合は、業務の改善勧告、市への報告義務があること等を明記しております。

以上で簡単ではございますが、募集要領および仕様書の説明とさせていただきます。

【委員長】

ありがとうございます。事務局からの説明は以上となりますが、何かご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

【委員】

(異議なし)

【委員長】

それでは、これより「プレゼンテーション審査」に移りたいと思います。

< 案件8 プレゼンテーション審査 >

【委員長】

それでは、これよりプレゼンテーション審査をはじめたいと思います。プレゼンテーションは、申請書類に記載されている事項を踏まえ、法人が特にPRしたい事項についての説明等を20分以内でお願いします。

プレゼンテーション開始後15分が経過した時点でベルを鳴らします。その後5分経過した時点で再度ベルを鳴らします。ベルが鳴りましたらプレゼンテーション終了となりますので、よろしくお願いたします。

次に、質疑応答に移りますが、質疑応答の時間は20分間設けております。質問には簡潔明瞭にお答えください。

なお、審査で発言された内容はすべて記録され、必要があれば公表することもありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、プレゼンテーションをはじめてください。

< 事業者A プレゼンテーション・非公開 >

【委員長】

ありがとうございました。それでは、これより質疑応答に移りたいと思います。委員の皆様方、ご質問等ございましたら挙手の上、よろしくお願いたします。

< 事業者A 質疑応答・非公開 >

【委員長】

時間となりましたので、これにて質疑応答を終了させていただきます。それではご退出いただいて結構です。お疲れ様でした。

【事業者A】

ありがとうございました。

< 案件9 採点・集計および選定結果 >

【委員長】

これより、委員の皆様方は評価をお願いいたします。
評価および確認が終わりました集計いたしますので、事務局にお渡しをお願いします。

< 評価・確認 >

< 事務局集計 >

【委員長】

採点結果が整いましたので、これから発表したいと思います。
委員全員からの評価点が最低基準点を満たしていることから、事業者Aを契約優先交渉者として選定いたします。

案件については、以上でございます。
最後に、事務局から何かございますか。

< 案件10 その他 >

【事務局】

それでは、今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。
本日の選定結果を事業者に通知した後、委託契約に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。
また、会議録については、本日より2週間以内に公表予定でございますが、公表前に委員の皆様にご確認いただきますので、出来上がり次第、お渡しさせていただきます。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ほかに何かご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】

(質問なし)

【委員長】

ないようですので、選定委員会は以上で終了とさせていただきます。
長時間にわたりありがとうございました。

－以上－